

横浜横須賀道路 氷取沢高架橋橋梁補修工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年 9 月

東日本高速道路株式会社 関東支社
京 浜 管 理 事 務 所

目 次

	頁
1. 工事概要	1
2. 適用する共通仕様書	1
3. 監督員、主任補助監督員の権限	1
4. 配置技術者に関する事項	2
5. 工事用地等に関する事項	2
6. 関連施設その他との関係	2
7. 工期に関する事項	3
8. 作業日及び作業期間に関する事項	4
9. 関連工事に関する事項	6
10. 工程表及び履行報告に関する事項	6
11. 工事用材料に関する事項	7
12. 支給材及び貸与品に関する事項	7
13. 残存物件の処理に関する事項	8
14. 保安に関する事項	8
15. 環境保全に関する事項	11
16. 工事記録に関する事項	12
17. 再生資源及び建設副産物に関する事項	12
18. 現場環境改善に関する事項	13
19. 業務用プレート等に関する事項	14
20. 三者協議会に関する事項	14
21. 工事変更等検討会の設置	14
22. 間接工事費の変更	15
23. カーボンニュートラル推進工事	16
24. 快適トイレ	17
25. 熱中症予防に係る対策費用	18
26. 社会情勢の変化に伴う費用の協議	19
27. 工事細部に関する事項	20
28. 割掛対象表の項目に示す工事の内容	37
29. 補足事項	38

添付資料

様式－1	工程表
様式－2	工事履行報告書
様式－3	残存物件調書
様式－4	再生資材供給可能量の照会について
様式－5	再生資材使用計画書
様式－6	工事記録情報 完了届
様式－7	不動産貸付申請書
様式－8	間接工事費計画書の提出について
様式－9、別添	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書、変更間接工事費計画書
様式－10	間接工事費増加費用見積書
様式－11	間接工事費増加費用の負担額同意書
様式－12、別添	材料調達変更計画書の提出について、材料調達変更計画書
様式－13	材料調達実績報告書の提出について

別添－１	三者協議会協定書(案)
別添－２	危険物等チェックシート
別添－３	塗膜除去工に関する施工計画書チェックリスト・現場チェックリスト
別添－４	実績価格調査票の提出について
別添－５	カーボンニュートラル施工計画書（競争参加資格申請時に実施するとした取り組み）
別添－６	カーボンニュートラル施工計画書（提案項目）

1. 工事概要

1-1 工事箇所

第三京浜道路

(自) 神奈川県川崎市高津区末長 [京浜川崎IC (KP 2. 1)]

緯度 35° 35' 30" 経度 139° 37' 30"

(至) 神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢西町 [保土ヶ谷IC (KP 16. 0)]

緯度 35° 29' 10" 経度 139° 35' 30"

横浜横須賀道路

(自) 神奈川県横浜市港南区港南台 [港南台IC (KP 10. 6)]

緯度 35° 22' 10" 経度 139° 35' 40"

(至) 神奈川県逗子市沼間 [逗子IC (KP 20. 3)]

緯度 35° 17' 30" 経度 139° 37' 10"

※ 座標については、国土地理院のホームページ「境界座標入力支援サービス」を利用すること。
<https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41017.html>

1-2 施工内容

断面修復工	2. 2 千L
鋼桁補修工	9 箇所
伸縮装置補修工	7 箇所

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和8年7月版とする。

3. 監督員、主任補助監督員の権限

3-1 監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書1-6-1「監督員の権限」の規定に次を加えるものとする。

(16)「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号、最終改正令和7年6月1日法律第68号 以下「建設リサイクル法」という。）第18条の規定に基づく報告先

3-2 主任補助監督員の権限

共通仕様書1-6-3「主任補助監督員」（2）のほか、主任補助監督員に委任した権限は次のとおりである。

(1) 共通仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

章	項 目	内 容
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先
1-59	工事看板の設置	・設置が困難な場合の理由書の提出先
19-3-3	交通規制計画	・交通規制工実施報告書の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者に関する事項

4-1 配置技術者の資格及び工事経験

配置技術者に求める経験及び資格は、本工事の入札公告（説明書）、見積方依頼書、先発工事の入札公告（説明書）における随意契約条件のいずれか（以下「入札公告等」という。）に示すとおりとする。

4-2 特例監理技術者が兼務できる工事について

共通仕様書 1-7-3 「現場代理人等の配置」（4）に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。

イ) 対象範囲

第三京浜道路 京浜川崎 I C から保土ヶ谷 I C

上記を通過する市町村（川崎市及び横浜市）

横浜横須賀道路 港南台 I C から逗子 I C

上記を通過する市町村（横浜市及び逗子市）

5. 工事用地等に関する事項

共通仕様書 1-9-2 「受注者が確保すべき工事用地等」に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地は位置図及び下表のとおりとする。なお、使用の目的は使用用途に記載した内容に限るものとする。

名 称	朝比奈 I C 外プラザ資機材置場
使 用 用 途	資機材置場として使用するもの
敷 地	約 1 0 m ²
期 間	氷取沢高架橋工事期間中

受注者は、敷地を使用する場合には、京浜管理事務所長に不動産貸付申請書（様式-7）を提出するものとし、敷地の使用にあたっては、別途不動産貸付契約を京浜管理事務所長と締結しなければならない。なお、不動産貸付契約における敷地の使用料は有償（284円/月・m²）とする。

6. 関連施設その他との関係

共通仕様書 1-10 「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

（1）道路関係

道路等名	道路等管理者名	位 置	摘 要
県道102号荏田綱島線 市道東山田第337号線	横浜市道路 交通政策局 管理課	第三京浜道路	東山田高架橋 P7～P8(上り線)
県道13号横浜生田線 市道峰沢第288号線 市道三ツ沢第18号線			三ツ沢ランプ橋 P5～A2(下り線)
市道氷取沢第119号線 市道氷取沢第120号線 市道氷取沢第175号線		横浜横須賀道路	氷取沢高架橋 P1～P5(上り線)

(2) 規制関係

道路名	交通管理者名	摘 要
県道102号荏田綱島線、市道東山田第337号線	神奈川県 都筑警察署	交通規制
県道13号横浜生田線、市道峰沢第288号線	神奈川県 神奈川警察署	
第三京浜道路 (KP0.53～KP16.4)	神奈川県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	
横浜横須賀道路 (KP1.2～KP34.0)	神奈川県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	

(3) 電力、通信施設関係

施設等名	施設等管理者名	位 置	摘 要
光通信ケーブル	KDDI(株)	三ツ沢ランプ橋	橋梁添架
	東日本高速道路(株)	全工事範囲	橋梁添架
メタル通信・電源ケーブル	東日本高速道路(株)	全工事範囲	橋梁添架
街路灯	横浜市		側道及び交差部
電線・電柱	東京電力パワーグリッド(株)	東山田高架橋 三ツ沢ランプ橋	側道及び交差部
信号施設	神奈川県警察	三ツ沢ランプ橋	交差部
道路照明	横浜市		橋梁添架
通信管路	(株)NTT東日本	東山田高架橋	橋梁添架
	エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)		橋梁添架

(4) 高架下占用施設関係

施設等名	施設等管理者名	位 置	摘 要
東山田スポーツ会館	横浜市	東山田高架橋	

(5) その他

施設等名	施設等管理者名	位 置	摘 要
バス停留所 (三ツ沢公園自由広場)	横浜市交通局 相鉄バス	三ツ沢ランプ橋	

上表(2)の高速道路等の交通規制に必要な協議(道路交通法第80条に基づく協議)については、原則として発注者が行うものとする。

受注者は、上表以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

7. 工期に関する事項

7-1 余裕期間

本工事は、共通仕様書1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内(工事着手期限までの間)で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者または監理技術者を設置することは要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から120日間（まで）

7-2 猛暑対策に係る工期・施工時間帯の変更について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第22条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえで、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

8. 作業日及び作業期間に関する事項

8-1 作業期間

共通仕様書1-13「作業日」の規定による他、下表に示す期間は作業を行ってはならない。

やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、事前にその理由を監督員に連絡するものとする。

期間（予定）	区 間	摘 要
令和 9年 4月下旬～令和 9年 5月上旬の14日間	全工事区間	高速道路等の交通規制を伴う工事
令和 9年 8月中旬～令和 9年 8月下旬の14日間		
令和 9年 9月中旬～令和 9年 9月下旬の 9日間		
令和 9年12月下旬～令和10年 1月上旬の14日間		
令和10年 4月下旬～令和10年 5月上旬の14日間		
令和 9年 3月 1日～令和 9年 3月31日の31日間	神奈川区	県道13号横浜生田線の交通規制を伴う工事
令和10年 3月 1日～令和10年 3月31日の31日間		

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。

8-2 夜間作業

単価表の項目において、（昼夜）、（夜）と表記されているものについては、共通仕様書1-13「作業日」の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。

8-3 高速道路等の交通規制可能時間

施工区間における交通規制の区分による規制可能時間帯は、下表に示すとおりとする。ただし、交通規制による著しい渋滞の発生若しくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時等により、監督員が規制の解除（工事中止）を指示した場合、また、監督員より規制可能時間帯の変更について指示した場合は、受注者はこれに従うものとする。

(1) 第三京浜道路

上下別	施工区間	1車線規制 可能時間帯	2車線規制 可能時間帯	路肩規制 可能時間帯
上	港北 I C～保土ヶ谷 I C	09:00～15:30、 19:30～翌06:00	22:00～翌05:30	08:00～17:00、 17:00～翌06:00
下	港北 I C～保土ヶ谷 I C	19:00～翌06:30	21:30～翌06:00	08:00～17:00、 17:00～翌06:00

(2) 横浜横須賀道路

上下別	施工区間	1車線規制 可能時間帯	路肩規制 可能時間帯
上	港南台 I C～逗子 I C	19:30～翌06:00	08:00～17:00、 18:00～翌06:00

8-4 一般道の交通規制及び通行止め

下表に示すとおり、道路管理者との協議に基づき一般道において交通規制及び通行止めを予定している。また、交通規制及び通行止めの時期、時間帯は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、一般道の交通規制及び通行止めに必要な費用は、諸経費に含むものとする。

(1) 交通規制

道路名	時期	1車線規制 可能時間帯	摘要
県道102号荏田綱島線	工事期間中	終日可能	足場設置・撤去
県道13号横浜生田線	工事期間中	21:00～翌05:00 22:30～翌05:00※	足場設置・撤去

※バス停に影響がある規制

(2) 通行止め

道路名	時期	通行止め 可能時間帯	摘要
市道東田第337号線、 市道峰沢第288号線	工事期間中	終日可能	足場設置・撤去

9. 関連工事に関する事項

9-1 契約書第2条に規定する発注者の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
京浜管内道路保全工事業務	工事区間の重複	通年	NEXCO東日本 京浜管理事務所	(株)ネクスコ・メンテナンス関東
施設保全工事業務	工事区間の重複	通年	NEXCO東日本 京浜管理事務所	(株)ネクスコ東日本エンジニアリング
保全点検業務	工事区間の重複	通年	NEXCO東日本 京浜管理事務所	(株)ネクスコ東日本エンジニアリング
道路詳細点検業務	工事区間の重複	通年	NEXCO東日本 京浜管理事務所	(株)ネクスコ東日本エンジニアリング
第三京浜道路 川崎高架橋耐震補強工事	工事区間の重複	令和7年3月25日～ 令和10年4月7日	NEXCO東日本 京浜管理事務所	ショーボンド建設(株)
横浜横須賀道路 釜利谷第二高架橋耐震補強工事	工事区間の重複	令和8年3月3日～ 令和11年4月15日	NEXCO東日本 京浜管理事務所	戸田建設(株)
横浜横須賀道路 京浜管理事務所管内舗装補修工事	工事区間の重複	令和8年6月3日～ 令和10年5月2日	NEXCO東日本 京浜管理事務所	鹿島道路(株)
第三京浜道路 都筑インターチェンジ橋耐震補強工事(仮)	工事区間の重複	未定	NEXCO東日本 京浜管理事務所	未定

なお、記載している工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

この他に京浜管理事務所で行う規制調整会議（毎週火曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者と調整するものとする。

10. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書1-19-2「工程表の提出」及び1-19-3「履行報告」に規定する工程表（様式-1）の記入方法は次のとおりとし、工事履行報告書（様式-2）と合わせて提出するものとする。なお、着工日前の余裕期間にあつては、報告不要とする。

(1) 共通仕様書1-19-2「工程表の提出」に規定する工程表

- 1) 準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2) 準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（%）を記入する。
- 3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- 4) 工程表に示す項目は下表のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
断面修復工	断面修復工、コンクリートはつり工

工程表の項目	単価表の項目
鋼桁補修工	鋼桁補修工（当て板補修、部材取付、部材取替、溶接補修）
伸縮装置補修工	伸縮装置補修工
雑 工	上記以外の合計

(2) 共通仕様書 1-19-3 「履行報告」に規定する工程表

前項、工程表に次の事項を記入し報告するものとする。

- 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する
- 2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

1 1. 工事用材料に関する事項

1 1-1 ウォータージェット工法に使用する水

ウォータージェット工法に使用する水については、清水（水道水）とし受注者が準備するものとするが、下表に示す連絡等施設内の当社給水設備より給水できるものとし、当社給水設備より給水する場合は有償とする。なお、これに要する費用については、関連する単価に含まれるものとし別途支払いは行わないものとする。

連絡等施設名	単価（税抜）
京浜管理事務所	6 2 6 円/m ³
朝比奈 I C 内ブラーザ	5 7 4 円/m ³

上表に示す単価は現時点の単価であり、変更する場合がある。

1 2. 支給材料及び貸与品に関する事項

1 2-1 貸与品

契約書第 15 条第 1 項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

数量を「一」表記としているものは貸与不可のものとなるため、受注者にて用意するものとし、これに要する費用は関連する単価項目に含むものとする。

品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
標識車	2 t (マニュアル車)	2 台	京浜管理事務所	工事期間中
後尾警戒車	標識車 2 t (マニュアル車)	1 台		
矢印版、ラバコン、規制標識、保安ロボット	設計図による	1 式		
標識等安全施設		1 式		
防護車両		一		

1 3. 残存物件の処理に関する事項

1 3-1 発生する残存物件と引渡し方法

本工事で発生する残存物件及び引渡し方法等は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡し場合は、残存物件調書（様式-3）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品名	寸法等	数量	単位	引渡し方法
損傷部材 (対傾構)	CT-118x178x3009 PL-305x9x400 PL-100x9x570	0.08	t	発注者に引渡し 引渡し場所：三ツ沢ランプ橋 現地引き渡し

なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし別途支払いは行わないものとする。

1 3-2 残存物件の売却処分について

監督員の指示により、本特記仕様書 1 3-1 「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。この場合は、受注者はその指示に従うものとし、残存物件の売却額については監督員と受注者として別途協議し定めるものとする。

1 4. 保安に関する事項

1 4-1 安全管理の強化

1 4-1-1 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

(1) 定義

第三者被害を想定した重大事故防止の取組みとは、第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

項目	内容
第三者被害が想定される事故	○第三者の死傷事故 ○仮設材（橋梁架設ベント、仮栈橋の部材、足場等）の倒壊・転倒 ○住宅・道路等での近接作業による大型重機等の転倒 ○吊足場からの足場部材・資材の落下 ○資機材運搬時の一般道路等への落下 ○光通信ケーブル等埋設物等の損傷による影響 ○工事に起因した家屋等の倒壊
供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故	○橋桁、足場等の落下等による高速道路本線・交差道路の通行止めの発生及び短時間による通行止め開放が困難となることで生じる大渋滞

(2) 実施手順

1) 施工計画への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

2) 受発注者間の協議

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無いか確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。

受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を監督員に提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達し確実に実施するものとする。

3) 施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記1)及び2)で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記1)及び2)の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

1 4 - 1 - 2 現場内の安全管理

施工計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底するものとする。

1 4 - 1 - 3 新規入場者教育

新規入場者教育については、全作業従事者に対して行うものとし、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、受注者が確実に実施するものとする。

1 4 - 1 - 4 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該工事に状況を置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善するものとする。

1 4 - 1 - 5 資機材落下防止

特に道路・鉄道との交差または近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底するものとする。

1 4 - 1 - 6 標識等の設置

共通仕様書1-25-1(1)及び(4)に示す第三者の安全措置として、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、注意喚起表示及び安全施設類を設置するものとする。

また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等による施工箇所の明示により、交通車両及び一般通行人の転落を未然に防止する措置を講ずるものとする。

1 4 - 1 - 7 現場内の安全整備

受注者は、工事地域内の安全管理上の監視及び不稼働日の保安に係る巡視を行う者は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、水溜りの有無、現場の整理整頓及び後片付け状況等、現場内確認及び点検を行うものとする。なお、これらに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1 4 - 2 桁下空間の確保

橋梁上部工（橋梁補修）の施工箇所における桁下高さ及び交差する道路等及び道路等の建築限界は下表に示すとおりとし、施工に伴う吊足場工及び支保工等の仮設物を設置する場合は、交差道路等の通行に支障のないよう桁下空間を確保するものとする。なお、交差道路の建築限界を確保することができない場合は、道路管理者及び交通管理者との協議を踏まえ迂回道路の計画と適切な安全対策を講じるものとする。

施工箇所	交差道路名	桁下高さ	建築限界
三ツ沢ランプ橋	県道13号横浜生田線	6.8m	4.5m

1 4 - 3 交通規制等

1 4 - 3 - 1 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路等本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

1 4 - 4 車両制限令を超える車両の通行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、共通仕様書 1 - 6 1 「交通安全管理」（５）における確認については、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。

1 4 - 5 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 4 - 5 - 1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の近接箇所において施工をする場合は、損傷事故を防止するために東日本高速道路㈱、KDD I ㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル「関東支社版」（令和 5 年 8 月）」（以下「ケーブル等事故防止マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「ケーブル等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

1 4 - 5 - 2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- （１）受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知するものとする。
- （２）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「ケーブル等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- （３）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 4 - 5 - 3 光通信ケーブル等の確認等について

- （１）光通信ケーブル等については、設計図書及び貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「ケーブル等事故防止マニュアル」に基づき適切に行うものとする。
- （２）本工事に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりとする。

種別	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	摘要
光通信ケーブル	KDD I ㈱	三ツ沢ランプ橋	添架による近接施工	管理用図面	
	東日本高速道路㈱	全工事範囲			
メタル通信・電源ケーブル	東日本高速道路㈱	全工事範囲		管理用図面	

1 4 - 6 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止対策

1 4 - 6 - 1 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止

受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するために近接箇所の工事の施工にあたっては、「架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止マニュアル [Ver. 1. 2] (平成 2 8 年 1 0 月・東日本高速道路㈱関東支社)」(以下「埋設物等事故防止マニュアル」という。)に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「埋設物等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

1 4 - 6 - 2 埋設物等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の「埋設物等損傷事故防止監理者」(以下「損傷事故防止監理者」という。)を定め、監督員に通知するものとする。
- (2) 損傷事故防止監理者は「埋設物等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、埋設物等の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘及び近接工事作業時に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- (3) 損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者(監理技術者)及び専門技術者(光通信ケーブル等損傷事故の防止の事項を記載している場合は光ケーブル等損傷事故防止監理者を含む)と兼ねることができるものとする。

1 4 - 6 - 3 架空線等上空施設の確認等について

- (1) 本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
- (2) 本工事区間に近接する架空線等上空施設は、下表のとおりである。

施設の種類	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	摘要
電線・電柱	東京電力パワーグリッド㈱	東山田高架橋 三ツ沢ランプ橋	近接施工・防護等	—	
街路灯	横浜市	三ツ沢ランプ橋	近接施工・移設等	—	
信号施設	神奈川県警察神奈川警察署	三ツ沢ランプ橋	近接施工・防護等	—	

1 4 - 7 保安に関する費用

保安に関する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、以下に該当するものについてはその限りではないものとする。

- ・本特記仕様書 1 4 - 1 - 1 「第三者被害を想定した重大事故防止の取組み」による重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

1 5. 環境保全に関する事項

1 5 - 1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1 5 - 2 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行うものとする。

1 5 - 3 汚濁水処理

W J 工法により生ずる汚濁水は、関係法令に従って処理を行った後、放流するものとする。なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した施工計画書を監督員に提出するものとする。

1 5 - 4 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めるものとする。

1 5 - 5 環境保全に関する費用

環境保全に関する事項のうち、本特記仕様書 1 5 - 3 「汚濁水処理」に定める泥土（建設汚泥）の処分に要する費用以外の費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 6. 工事記録に関する事項

1 6 - 1 工事記録の作成及び提出について

共通仕様書 1 - 5 1 - 2 「工事記録情報」において、受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、様式 - 6 「工事記録情報 完了届」をしゅん功届提出予定の 2 週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

なお、工事記録収集システムに関する問合せは、「保全情報管理員」に問合せるものとし、問合せ先については別途監督員より通知する。

1 7. 再生資源及び建設副産物に関する事項

1 7 - 1 建設副産物の活用等

- (1) 共通仕様書 1 - 2 8 「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。

建設副産物の種類	発 生 場 所	数 量	活用方法等
コンクリート塊	コンクリートはつり工 (氷取沢高架橋)	約 1 m ³	再資源化施設
アスファルト・コンクリート塊	立入防止柵撤去設置工 (東山田高架橋)	約 1 m ³	再資源化施設
建設汚泥	コンクリートはつり工 (氷取沢高架橋)	—	—
研削材・ケレンかす、廃塗膜	鋼桁補修工 (東山田高架橋) (三ツ沢ランプ橋)	—	—

(2) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	受 入 条 件
コンクリート塊	世紀東急工業(株) 金沢混合所	神奈川県横浜市 金沢区鳥浜町4-2	定休日：日曜日・第2・第4土曜日 受入時間：8時～17時 時間外受入：要事前連絡 廃材大きさ：30×30×30cm以下
アスファルト・ コンクリート塊	世紀東急工業(株) 横浜混合所	神奈川県横浜市 都筑区川和町 219外8筆	定休日：日曜日・第2・第4土曜日 受入時間：8時～17時 時間外受入：要事前連絡 廃材大きさ：50×50×30cm以下

記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(3) 建設汚泥、研削材・ケレンかすの処分に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

1 7－2 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等（建設汚泥、研削材・ケレンかすを除く）に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

1 8．現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書 1－20－1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払いは行わない。

ただし、監督員が高速道路事業のPR用に特別な看板の設置等を指示した場合は、その指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書 2 3 に示すカーボンニュートラル推進工事の取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	・ 作業負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	・ 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）
現場環境改善 （安全関係）	・ 工事標識、照明等安全施設の充実
地域連携	・ 社会貢献及び地域対策費等（地域行事等の経費含む）

19. 業務用プレート等に関する事項

発注者は、本工事の施工に必要な車両が下表に示す道路に乗り入れる場合は、業務用プレート（ETC専用）を受注者の申請により交付する。

受注者は、業務用プレート（ETC専用）を適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

道 路 名	区 間	備 考
第三京浜道路	港北IC ～ 保土ヶ谷IC間	交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車、標識車
横浜横須賀道路	港南台IC ～ 逗子IC間	交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車、標識車

20. 三者協議会に関する事項

20-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、監督員が受注者及び本工事における次の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

（1）東山田高架橋及び三ツ沢ランプ橋における鋼桁補修工の検討

20-2 三者協議会協定書の締結

監督員が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添-1に示す「三者協議会協定書(案)」に基づく、協定書を締結するものとする。

20-3 三者協議会の開催の決定等

監督員は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

20-4 三者協議会の開催に要する費用

監督員は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書1-5「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び1-17「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

21. 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

2.2. 間接工事費の変更

2.2-1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・ 営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費
（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）
- ・ 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用
- ・ なお、上記に関連し発生した間接工事費について監督員が必要と判断した場合、その費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

2.2-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

2.2-3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から14日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式-8）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書（様式-8）の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

2.2-4 間接工事費の増加費用の協議

- （1）受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費増加費用の負担額に関する協議書（様式-9）〔変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。
- （2）受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- （3）間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が、間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式-10）を監督員に提出し協議するものとする。
- （4）間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額協議書により受注者は同意書（様式-11）を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

2.2-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

2.2-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- ① 共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式－８）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ② 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式－８）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ③ 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。
- ④ なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

2 3．カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとしてしゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価や、総合評価落札方式における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

2 3－1 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取り扱い

- （１）受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。
- （２）受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（別添－５）に記載し、監督員に提出しなければならない。
- （３）監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

2 3－2 契約締結後の取り組みの提案

受注者は更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（別添－６）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

2 3－3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（１）～（５）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- （１）本工事で行う取り組み
- （２）次のいずれかを行う取り組み
 - ・ CO2排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・ CO2の吸収に寄与する取り組み
 - ・ CO2の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
- （３）成績評定で重複して加点評価しない取り組み
- （４）本工事において実施が確認できる取り組み
- （５）本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

23-4 加點評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書「23-1」及び「23-2」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「23-3」に示す加點評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書「23-2」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

23-5 履行確認

(1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19,20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。

(2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

23-6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

24. 快適トイレ

24-1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす仮設トイレを現場付近に設置することをいう。

24-2 仕様

快適トイレは下表の(1)～(11)の仕様を満たすものを原則とする。なお、(12)～(17)については仕様を満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。なお、(18)～(25)は可能な限り配慮することとする。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	(1) 洋式（洋風）便器
	(2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	(3) 臭い逆流防止機能
	(4) 容易に開かない施錠機能
	(5) 照明設備
	(6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上とする）
付属品として備えるもの	(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
	(9) サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	(10) 鏡と手洗器
	(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	(12) 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
	(13) 擬音装置（機能を含む）
	(14) 着替え台
	(15) 臭気対策機能の多重化
	(16) 室内温度の調整が可能な設備

	(17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）
可能な限り 配慮する事項	(18) 原則、女性がいる現場は、女性トイレを設置することを標準とする
	(19) 女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く
	(20) 男性トイレや喫煙所に女性トイレは隣接して設置せず、一定の距離を確保する
	(21) 男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮すること
	(22) 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする
	(23) 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
	(24) トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
	(25) 混雑等を理由とした異性用トイレの使用が行われないう徹底する

2 4 - 3 打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

2 4 - 4 費用の取扱い

- ・設計変更の対象数量は、必要性について監督員と協議し決定するものとする。
- ・最終の設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督員と協議の上、支出実態から従来品相当額（10,000円/基・月）を控除したうえで、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。
- ・運搬費は共通仮設費に含むものとし別途支払は行わない。

2 5．熱中症予防に係る対策費用

2 5 - 1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

2 5 - 2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、表－１に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表－１に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表－１ 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

2 5 - 3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年５月１日～９月３０日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1ヶ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

25-4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ①熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

26. 社会情勢の変化に伴う費用の協議

26-1 ナフサを由来とする建設資材における対応

受注者は、供給制約や流通経路の混乱等により入手が困難となっているナフサ由来の建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材を調達する場合、流通経路を見直して調達する場合、又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合において、請負代金額の変更が必要となるときは、監督員に協議できるものとし、下表に示す資料を提出するものとする。

番号	協議資料
①	調達検討資材がナフサ由来であることが確認できる資料
②	使用予定であった調達検討資材が調達できなくなった時期及び理由が証明できる資料
③	既に調達している調達検討資材の価格及び調達数量の取引実績が確認できる資料
④	調達する予定の調達検討資材の価格及び調達数量が確認できる資料

上記資料により監督員が請負代金額の変更を必要と認めた場合、受注者は、調達に要した証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとする。調達検討資材の価格変動に要する費用については、監督員と受注者との協議により定めるものとする。

なお、調達検討資材として取り扱った建設資材は、工事請負契約書第26条の適用対象外とする。

26-2 原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇における対応

受注者は、26-1「ナフサを由来とする建設資材における対応」において調達検討資材として取り扱ったものを除き、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇により請負代金額の変更が必要と判断した場合は、契約書第26条に基づき発注者に協議するものとする。

26-3 社会情勢の変化に伴う工期の協議

受注者は、社会情勢の変化に伴う建設資材調達環境の変動等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が必要と判断した場合は、契約書第22条に基づき発注者へ工期の延長を請求することができる。この場合において、受注者は、当該事由が受注者の責によらず、かつ工程に実質的な影響を及ぼすことが客観的に確認できる資料を監督員に提出するものとする。

27. 工事細部に関する事項

27-1 施工計画書

共通仕様書 1-20-1 「施工計画書の提出」に次を追加する。

- 1) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策
- 2) 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止の対策

27-2 作業時間帯による単価表の表記区分

単価表の項目末尾名称に、作業時間帯に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。

作業時間帯	単価表の項目末尾の表記	備考
夜間作業	(夜)	
昼夜間連続作業	(昼夜)	
昼間作業	無表記	

27-3 防護柵撤去設置工

27-3-1 種別及び発生材の処理

共通仕様書 15-8-2 「種別及び発生材の処理」に下記の内容を追加する。

単価表の項目	区分内容	摘要
ガードレール A	既設ガードレールを撤去、再設置するもの	

※ 撤去した材料は現地に保管し再利用するものとする。

27-3-2 支払

共通仕様書 15-8-6 「支払」に下記の内容を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
15-(10)	防護柵撤去設置工	
	ガードレール A	m

27-4 立入防止柵撤去設置工

27-4-1 種別及び発生材の処理

共通仕様書 15-9-2 「種別及び発生材の処理」に下記の内容を追加する。

単価表の項目	基礎区分
ネットフェンス A	コンクリート基礎ブロック(□200×H450)

※ 撤去した材料は現地に保管し再利用するものとする。

27-4-2 材料

基礎材に使用する砕石は、径100mm以下の切込砂利、切込砕石又は再生クラッシャーランとし、極端に偏平な石、細長い石片、有機物を有害量含まないものとする。

路盤に使用する材料は、堅硬で耐久的な切込砕石又は切込砂利とする。材料の420μm(No.40)ふるい通過材料の塑性指数は、6以下のものとし、粒度はJIS A 5001(道路用砕石)クラッシャーランC-40に適合しなければならない。

瀝青材の散布に使用する材料は、JIS K 2208(石油アスファルト乳剤)PK-3の規格又はこれと同等以上のものとする。

表層に使用する材料は、日本道路協会「舗装設計施工指針」及び「舗装再生便覧」の規定によるものとする。

27-4-3 施工

基礎材施工は、床面を平坦に仕上げた後、砂利等を所定の厚さに敷ならし、設計図書に示された形状に正しく仕上げなければならない。

路盤の施工は、材料が分離しないように注意し、一層の仕上がり厚さが20cmを超えないように平坦に敷ならし、均一でむらのないように締固めなければならない。

瀝青材の使用量及び散布温度は、共通仕様書13-7-3「使用量及び散布温度」に準じて行うものとする。散布については、共通仕様書13-7-6「瀝青材の散布」に準じて行うものとする。

表層の施工は、人力にて平坦に敷ならし、均一でむらのないように締固めなければならない。また、混合物の密度は、試験便覧B008（アスファルト混合物の密度試験方法）の供試体密度に対し、「舗装施工管理要領」の基準に適合しなければならない。

27-4-4 支払

共通仕様書15-9-5「支払」に下記の内容を追加する。

立入防止柵撤去設置工ネットフェンスAの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うアスファルト舗装版の取壊し、舗装廃材の処理、立入防止柵の撤去、撤去時の掘削・埋戻し、発生材の処理、復旧時の掘削、基礎の床ごしらえ、基礎材の敷ならし・締固め、立入防止柵の設置、復旧箇所の埋戻し、路盤・表層の敷ならし、整形、締固め、瀝青材の散布等立入防止柵撤去設置工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
15-(11)	立入防止柵撤去設置工 ネットフェンス A	m

27-5 車線分離標撤去設置工

27-5-1 種別及び発生材の処理

共通仕様書16-11-2「種別及び発生材の処理」に下記の内容を追加する。

単価表の項目	区分内容	摘 要
ポールA (H=650mm)	既設のラバーポール(H=650mm) を撤去し、再設置するもの	
ポールA (H=800mm)	既設のラバーポール(H=800mm) を撤去し、再設置するもの	

※ 撤去した材料は現地に保管し再利用するものとする。

27-5-2 支払

共通仕様書16-11-6「支払」に下記の内容を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
16-(22)	車線分離標撤去設置工	
	ポールA (H=650mm)	基
	ポールA (H=800mm)	基

27-6 構造物補修工

共通仕様書17-10「構造物補修工」に次を追加する。

27-6-1 事前調査

受注者は、施工に先立ち各施工箇所におけるコンクリート構造物の劣化損傷状況について、近接目視及び打音による調査を行い、補修範囲を特定し、施工条件、施工方法、設計図と現地の相違点等、それらの結果を監督員に報告し、その指示を受けるものとする。なお、これらに要する費用は、関連する契約単価に含むものとし別途支払いは行わないものとする。

27-6-2 断面修復工

27-6-2-1 定義

共通仕様書17-10-3(1)「定義」によらず、次のとおりとする。

断面修復工とは、コンクリート構造物の欠損箇所の整形、鉄筋ケレン・防錆処理、プライマー塗布を行い、左官工法または吹付工法により断面修復材にて修復することをいう。

27-6-2-2 種別

共通仕様書17-10-3(2)「種別」の単価表の項目に、下表を追加する。

単価表の項目	区分内容
A1	欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付工法により断面修復材にて修復することをいう。

27-6-2-3 材料及び施工

共通仕様書17-10-3(3)「材料」、(4)「施工」によらず次のとおりとする。

(3) 材料

- ① 断面修復工に使用する材料は、構造物施工管理要領Ⅲ-3-3-2～5の規定に適合するものでなければならない。
- ② 鉄筋の塗布による防錆処理は亜硝酸塩系の防錆剤を標準とする。
- ③ プライマーは、使用する断面修復材に定める施工要領書によるものとする。
- ④ 構造物の部位ごとに使用する断面修復材は、下表の基準を満足するものとする。

構造物名	部位	材令28日における 圧縮強度 (N/mm ²)	摘 要
氷取沢高架橋	下部工	24	

(4) 施工

①断面修復工の施工は、構造物施工管理要領Ⅲ－３－３－６～９の規定に従い行うものとする。

②構造物端部まで損傷が及んでいる場合は、必要に応じて型枠を設置するものとする。その際、補修材と型枠の接着を防ぐため、型枠に剥離剤を均一に塗布しておくか、片面がコーティングされた型枠パネルを使用するものとする。

27-6-2-4 支払

共通仕様書17-10-3 (6) 「支払」によらず次のとおりとする。

断面修復工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1L当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う断面欠損面の清掃・整形、鉄筋のケレン・防錆剤の塗布、プライマーの塗布、断面修復材による修復等断面修復工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17-(29)	断面修復工	
	A1	L

27-7 検査路撤去再設置工

共通仕様書17-7「検査路撤去再設置工」に、下記の内容を追加する。

27-7-1 種別

検査路撤去再設置工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
A	既設検査路を撤去し、再設置を実施するもので、固定足場上で施工を行うもの	再利用品

27-7-2 施工

撤去する材料は再利用するため、丁寧に取り扱うものとし、再利用までの間は足場内に養生をして保管するものとする。また、保管の際には足場の積載荷重に十分注意し荷重超過とならない様保管場所や方法を検討するものとする。

撤去の際には、既設構造物に損傷を与えないよう注意し施工するものとする。

27-7-3 支払

共通仕様書17-7-4「支払」に、下記の内容を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
17-(37)	検査路撤去再設置工	
	A	t

27-8 交通規制工

27-8-1 種別

共通仕様書19-3-2「種別」に下表を追加する。なお、交通規制工の種別における交通規制箇所、交通規制内の施工内容に関する単価表の項目については設計図に示す数量総括表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	規制時間	備考
路肩規制 A1	「道路保全要領（路上作業編）」に規定するその他の規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	08:00～17:00 (08:30～16:30)	
路肩規制 A2			
車線規制 A1（夜）	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	19:30～翌06:00 (20:30～翌04:30)	
車線規制 A2（夜）			

- ① 各単価項目に含まれる交通安全要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。
- ② 上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。
- ③ （ ）内の時間は、交通規制内における施工可能時間を示す。
- ④ 交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員は、交通規制工に含むものとする。
なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

27-8-2 施工

- (1) 本特記仕様書8-3～8-4及び道路交通法第80条の規定に基づく協議に従い実施するものとする。
- (2) 受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。

27-8-3 支払

共通仕様書19-3-5「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19-（1）	交通規制工	
	路肩規制A1	回
	路肩規制A2	回
	車線規制A1（夜）	回
	車線規制A2（夜）	回

27-9 交通保安要員

27-9-1 種別及び配置

(1) 共通仕様書19-4-2「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	配置時間 (拘束時間(※1))	休憩時間における交替 要員の計上(※1)	備考
交通監視員A1	09:00～17:00 (8:30～17:30)	無	
交通誘導警備員A1		無	
交通誘導警備員B1		有	
交通監視員A1(夜)	21:00～翌05:00 (20:30～翌05:30) 22:30～翌05:00 (22:00～翌05:30)	無	
交通誘導警備員A1(夜)		無	
交通誘導警備員B1(夜)		有	

(※1) 積算条件の明示であり指定するものではない。

上表の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交替要員は次のとおりとする。

配置場所		交通保安要員の種別	配置人数	休憩時間における交替要員	摘要
第三京浜道路 保土ヶ谷IC Hランプ	・工事車両出入口	交通監視員A1	1人	—	
		交通監視員A1(夜)	1人	—	
県道102号荏田綱島線	・工事車両出入口	交通誘導警備員A1	1人	—	
市道東山田第337号線 ・通行止め規制	・規制箇所	交通誘導警備員A1	1人	1人	※
		交通誘導警備員B1	3人		
市道峰沢第288号線 ・通行止め規制	・規制箇所	交通誘導警備員B1	3人	1人	
県道13号横浜生田線 ・車線規制	・規制箇所	交通誘導警備員A1(夜)	1人	1人	※
		交通誘導警備員B1(夜)	1人		
県道13号横浜生田線 ・車線規制 ・歩道規制	・規制箇所	交通誘導警備員A1(夜)	1人	1人	※
		交通誘導警備員B1(夜)	2人		

(※) 交通誘導警備員B1に含まれる交替要員が、交通誘導警備員A1の交替要員も兼ねるもの

とする。

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

27-9-2 交通保安要員の配置

受注者は、共通仕様書19-4-3「交通保安要員計画」に記載の内容のほか、車両等の誘導方法について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。

27-9-3 支払

共通仕様書19-4-5「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19-(2)	交通保安要員	
	交通監視員A1	人・日
	交通監視員A1(夜)	人・日
	交通誘導警備員A1	人・日
	交通誘導警備員A1(夜)	人・日
	交通誘導警備員B1	人・日
	交通誘導警備員B1(夜)	人・日

27-10 コンクリートはつり工

27-10-1 定義

コンクリートはつり工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、コンクリート構造物の劣化損傷部分を、WJ工法により除去することをいう。

27-10-2 種別

コンクリートはつり工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
A	既設コンクリート構造物の劣化損傷部分を、WJ工法を用いたはつり処理により除去を行うもので、固定足場上で施工を行うもの。	

27-10-3 施工

①WJ工法の施工は、構造物施工管理要領Ⅲ-3-1-2「はつり処理」の規定によるものとする。

②WJ工法によるはつり処理は、本体構造物に損傷を与えないよう慎重に施工するものとする。

③WJ工法によるはつり処理の断面はフェザーエッジとならないよう、カッター目地処理を行うものとする。

- ④W J 工法によるはつり処理は、清水（水道水）を使用すること。⑤W J 工法による回収（汚濁）水は沈殿槽に貯水し排水時においてその水質は、各自治体が定める基準に適合しなければならない。なお、回収（汚濁）水の沈殿槽への貯水及び水質調整等に要する費用は本単価項目に含むものとし、別途支払いは行わない。
- ⑥回収（汚濁）水から分離した汚泥及びコンクリートはつり工により生ずるコンクリート塊の処分については、関連する法令に基づき適切に処理しなければならない。なお、汚泥の処分に要する費用については、別途、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。
- ⑦施工中の飛散防止対策に要する費用は関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。
- ⑧はつり処理により構造に影響を及ぼすおそれがある劣化損傷箇所や鉄筋の著しい損傷を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、その指示を受けるものとする。

27-10-4 数量の小数位

コンクリートはつり工の検測及び数量の小数位は、共通仕様書 1-31-4 「数量の小数位」によらず、下表のとおりとする。

区分	コンクリートはつり工
検測数量	小数 3 位
支払数量	小数 2 位

27-10-5 数量の検測

コンクリートはつり工の数量の検測は、設計数量（m³）で行うものとする。

27-10-6 支払

コンクリートはつり工の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う事前調査、W J 工法によるはつり除去、清水の調達、濁水処理、コンクリート塊の積込、運搬、廃材処理等コンクリートはつり工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（ 1）	コンクリートはつり工	
	A	m ³

27-11 鋼桁補修工

27-11-1 定義

鋼桁補修工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設主桁及び対傾構の損傷箇所を鋼材や溶接を用いて補修を行うことをいう。

27-11-2 種別

鋼桁補修工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
当て板補修A	既設鋼製主桁ウェブおよびフランジ（鈑桁）の腐食による減肉及び孔食発生箇所を、工場で製作した鋼材と高力ボルト等を用いて補修を行うもので、固定足場上で施工を行うもの	東山田高架橋 上り線P7 G5桁
当て板補修B	既設鋼製主桁ウェブおよびフランジ（鈑桁）の腐食による減肉及び孔食発生箇所を、工場で製作した鋼材と高力ボルト等を用いて補修を行うもので、固定足場上で施工を行うもの	東山田高架橋 上り線P8 G1桁
当て板補修C	既設鋼製主桁ウェブの腐食による減肉及び孔食発生箇所を、工場で製作した鋼材と高力ボルト等を用いて補修を行うもので、固定足場上で施工を行うもの	三ツ沢ランプ橋 下り線P5 G4桁
当て板補修D	既設鋼製主桁ウェブおよびフランジ（鈑桁）の腐食による減肉及び孔食発生箇所を、工場で製作した鋼材と高力ボルト等を用いて補修を行うもので、固定足場上で施工を行うもの	三ツ沢ランプ橋 下り線P6 G3-G4桁間
当て板補修E	既設鋼製主桁下フランジ（鈑桁）の腐食による減肉及び孔食発生箇所を、工場で製作した鋼材と高力ボルト等を用いて補修を行うもので、固定足場上で施工を行うもの	三ツ沢ランプ橋 下り線P6～A2 G3桁
当て板補修F	既設鋼製主桁の対傾構（鈑桁）の腐食による減肉及び孔食発生箇所を、工場で製作した鋼材と高力ボルト等を用いて補修を行うもので、固定足場上で施工を行うもの	三ツ沢ランプ橋 下り線P6～A2 G3桁
部材取付A	既設鋼製主桁の下フランジ（鈑桁）に、工場で製作した鋼材と高力ボルト等を用いて補修を行うもので、固定足場上で施工を行うもの	三ツ沢ランプ橋 下り線P6 G3-G4桁間
部材取替A	既設鋼製主桁の対傾構（鈑桁）の腐食による減肉及び孔食発生箇所を、工場で製作した鋼材と高力ボルト等を用いて取替を行うもので、固定足場上で施工を行うもの	三ツ沢ランプ橋 下り線P5～P6 G1-G2桁間
溶接補修A	既設鋼製主桁の主桁ウェブ（鈑桁）の疲労き裂発生箇所を、現場溶接にて補修を行うもので、固定足場上で施工を行うもの	三ツ沢ランプ橋 下り線P5 G1桁

27-11-3 作業内容

鋼桁補修工の単価表の項目の作業内容は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
当て板補修	1) 塗膜除去 2) 芯出し調整工 3) 当て板部材の製作、防錆、輸送、設置 4) 高力ボルト接合部の現場孔明 5) 断面減少部の不陸修正 6) 高力ボルト本締め及びピンテール仕上げ 7) 当て板部材端部のシール 8) 現場塗装 ・高力ボルト接合部 ・高力ボルト頭部 ・既設塗膜と境界部の処理（4種ケレン相当） ・当て板設置部及び設置部＋50mmの一般外面の塗装系における塗替塗装（1種ケレン相当） ・下フランジ及び接するウェブ面の立ち上がり部の増し塗り塗装	
部材取付	1) 塗膜除去 2) 芯出し調整工 3) 取付部材の製作、防錆、輸送、設置 4) 高力ボルト接合部の現場孔明 5) 高力ボルト本締め及びピンテール仕上げ 6) 部材取付材端部のシール 7) 現場塗装 ・高力ボルト接合部 ・高力ボルト頭部 ・既設塗膜と境界部の処理（4種ケレン相当） ・当て板設置部及び設置部＋50mmの一般外面の塗装系における塗替塗装（1種ケレン相当） ・下フランジ及び接するウェブ面の立ち上がり部の増し塗り塗装	
部材取替	1) 塗膜除去 2) 芯出し調整工 3) 既設高力ボルトの撤去 4) 既設部材の撤去 5) 補強部材の製作、防錆、輸送、設置、撤去 6) 部材取替部材の製作、防錆、輸送、設置 7) 高力ボルト本締め及びピンテール仕上げ 8) 現場溶接（すみ肉溶接） 9) 現場塗装 ・高力ボルト接合部 ・高力ボルト頭部	

	・既設塗膜と境界部の処理（４種ケレン相当） ・当て板設置部、設置部＋５０mm及び補強部材撤去部の一般外面の塗装系における塗替塗装（１種ケレン相当） ・下フランジ及び接するウェブ面の立ち上がり部の増し塗り塗装	
溶接補修	１）事前調査 ２）塗膜除去 ３）溶接補修（完全溶込溶接） ４）現場塗装 ・既設塗膜と境界部の処理（４種ケレン相当） ・現場溶接部（外面）の塗装系における塗替塗装（１種ケレン相当） ・下フランジ及び接するウェブ面の立ち上がり部の増し塗り塗装	

２７－１１－４ 鋼桁補修の材料

当て板補修、部材取付及び部材取替で使用する材料は、設計図書に示す通りとする。なお設計図書に記載のない材料及び塗料については、構造物施工管理要領Ⅲ－２－３－２、Ⅲ－２－４－２に準ずるものとする。

溶接補修で使用する材料は、構造物施工管理要領Ⅲ－７－１－５（１）、Ⅲ－７－２－２に準ずるものとする。

製作された部材の輸送は、共通仕様書１０－８「鋼構造物の輸送」に準ずるものとする。

２７－１１－５ 塗替塗装の材料

共通仕様書１７－４－２「材料」に下記の内容を追加する。

- （３）塗膜除去に使用する塗膜剥離剤は、ガイドライン（案）付属資料１「土木鋼構造物用塗膜剥離剤およびこれを用いた塗膜除去工法の品質規格（暫定案）」によるものとする。ただし、剥離性については、１回の塗布で除去できる塗膜厚の基準値、塗膜除去後の塗替塗膜の耐久性・防食性は除くものとする。

（４）塗装

鋼桁補修工の塗装は、構造物施工管理要領Ⅱ－３－３「塗料」及びⅢ－２－１「塗替え塗装」の関連項目に準ずるものとする。なお、使用する塗装系及び上塗の塗色は、以下のとおりとする他、塗分け区分については設計図書に示すものとする。

橋名	種別	塗装箇所	上塗塗装の塗色
東山田高架橋 上り線 P7～P8 三ッ沢ランプ橋 下り線 P5～A2	工場塗装 鋼構造物の塗装 C－５	製作部材	P22-85H (うす黄色系)
	現場塗装 鋼構造物の塗装 C－５	高力ボルト接合部および頭部	
	塗替塗装 塗替塗装(一般部) c－３－(１)	塗替塗装部	
	塗替塗装 塗替塗装(一般部) c－３－(４)	既設塗膜部	

共通仕様書１７－４－２（２）に規定する上塗塗装の塗色は、（社）日本塗料工業会２０２４年P版塗料用標準色による。

27-11-6 塗膜の除去

受注者は、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について（平成26年5月30日付け 厚生労働省労働基準局通達）及び「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（令和2年10月19日付け 厚生労働省基準局通達）」（以下「厚労省通達」という。）」に基づき、鉛等有害物を含有する塗料の素地調整に先立ち、湿潤化による剥離やかき落とし作業を行うものとする。

27-11-7 塗替塗装の施工計画書

受注者は、共通仕様書1-20「施工計画書」によるほか、厚労省通達、関連法令及び構造物施工管理要領Ⅲ-2-1に基づくとともに土木研究所資料「土木鋼構造物用塗膜剥離剤ガイドライン（案）改訂第2版、平成29年3月（以下「ガイドライン（案）」という。）」に準拠し、工事着手前に次の各号に掲げる事項の細部計画を記載した施工計画書を監督員に提出するとともに、立案した施工計画については労働基準監督への確認を行い、塗膜除去工の作業を実施しなければならない。

なお、監督員は提出された施工計画書に不備もしくは明らかなかし等がある場合には、受注者に対し修正を求めることができるものとする。

- 1) 計画工程表
- 2) 安全管理体制
 - ・喫煙場所及び足場内への火気持込禁止措置
 - ・外部からの点火源の侵入防止対策
 - ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤を使用する場合、作業箇所における明示方法及び作業員以外の立ち入り禁止措置の方法
 - ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業における作業員の常時状況把握の体制構築
 - ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け作業と塗膜除去作業の近接作業禁止措置
 - ・作業中止の措置
- 3) 塗装の除去方法及び主要材料
 - ・使用する塗膜剥離剤の製品名
 - ・塗膜剥離剤の使用量及び塗布回数（計画）
 - ・塗膜剥離剤による塗膜除去困難箇所の範囲と残存する塗膜厚の目標値（平均）
 - ・塗膜除去完了後の確認方法（乾式ブラスト施工前）
 - ・養生シート等全てのシートの難燃性能又は防火性能
 - ・塗膜くずの搬出及びその頻度
 - ・安全データシート（SDS）及び製品の取扱い説明書の安全上の留意事項の厳守
- 4) 使用する剥離剤の危険物に該当の有無
 - ・ガイドライン（案）の品質基準との適合
 - ・安全データシート（SDS）などによる消防法で分類される危険物及び指定可燃物の種類
- 5) 安全設備・装備
 - ・換気設備の配置計画（作業箇所の全体換気と低位置換気）と作業中常時換気
 - ・警報装置等（火災感知器・煙感知器・ガス検知器）の配置計画（同報機能を有すること）
 - ・保護具の使用（防護眼鏡、送気マスクや防毒マスク、不浸透性の防護服・保護手袋・保護長靴）及び適正使用（使用方法、使用時間・回数等）
 - ・帯電防止性能を有する安全衛生保護具（防護服、保護手袋、保護長靴及びシューズカバー等）の使用
 - ・防爆性能を有する電気機器等（照明器具、電動機、変圧器、コード接続器、開閉器、分電盤、配電盤、換気設備等電気を通ずる機械）の使用と点検及び整備
- 6) 危険物の管理（保管数量の管理及び保管方法）
 - ・危険物等チェックシート（別添2-1，2-2）の作成及び管理
- 7) 火災発生時等の脱出・避難
 - ・二方向以上を確保した避難路や昇降口以外の非常時の脱出口設置の計画
 - ・誘導灯の配置計画
- 8) 作業従事者への教育・訓練

9) 塗膜除去工に関する施工計画書チェックリスト・現場チェックリストの確認
(別添－3)

27-11-8 塗替塗装の作業主任者の配置

関係法令に従い「作業主任者」を選任し、配置するものとする。

作業主任者を選任した場合は、作業主任者の氏名とその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等、関係労働者に周知するものとする。

27-11-9 鋼桁補修の施工

当て板補修、部材取付及び部材取替の施工については、構造物施工管理要領Ⅲ－2－3－3、Ⅲ－2－4－3に準ずるものとする。

溶接補修の施工については、構造物施工管理要領Ⅲ－7－1－5（4）に準ずるものとする。

27-11-10 塗替塗装の施工

共通仕様書17-4-3「施工」に下記の内容を追加する。

(5) 塗装されている塗料

旧塗膜及び湿潤化による塗膜除去方法は下表のとおりとする。

橋梁名	既存塗膜		塗料 (推定)	塗膜除去工 及び 素地調整	既存塗膜含有量（塗膜くず）			
	塗装系 (推定)	履歴			PCB (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	六価 クロム (mg/kg)	コー ル ター ル (wt%)
東山田高架橋 (上り線)	旧C系	塗替時	長油性フ タル酸樹 脂塗料系 及び塩化 ゴム系	塗膜剥離剤 による除去 後乾式ブラ ストによる 素地調整	0.230	55000	1100	—
三ツ沢ランプ橋 (下り線)					—	—	—	—

塗膜剥離剤の1回当たりの標準使用量は1kg/m²を想定しており、塗膜剥離剤塗布・塗膜除去を行う回数は1回を想定している。なお、実施にあたっては、現地における剥離状況の確認を行い、剥離剤の使用量及び除去回数等、塗膜除去工について変更する必要があると監督員が認めて工法等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、請負代金額の変更が必要と認められるときは、監督員と受注者とで協議するものとする。

なお、施工に先立ち当該塗料の成分把握のための調査を実施するものとし、これらに要する費用については、関連する単価表の項目に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。

また、旧塗膜にPCBが含有することが確認された場合は、各都道府県の環境部局に確認の上、処理方法について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(6) 素地調整

素地調整種別は下表のとおりとする。

橋名	素地調整の種別	摘要
東山田高架橋	1種及び4種	
三ツ沢ランプ橋		

受注者は、塗膜剥離剤により既存塗膜の除去を行う場合、塗膜除去完了後に行う乾式ブラスト施工時において、鉛等有害物の濃度を十分に低下させる実用上の効果が期待できる工法を使用するものとする。なお、塗膜剥離剤による既存塗膜の除去程度は、特殊部や狭隘部などの塗膜除去困難部を除き、黒皮又は鋼素地面を露出させるものとする。

(7) 研削材及び廃塗膜・ケレンかすの処理

1種ケレンによる塗膜の除去及び素地調整により発生する研削材及び廃塗膜・ケレンかすの処理については本特記仕様書17-1「建設副産物の活用等」によるものとし、研削材及び廃塗膜・ケレンかすの処分に要する費用については、監督員と受注者とで協議して定めるものとする。

なお、4種ケレンによる廃塗膜・ケレンかすの処分に要する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

(8) 安全対策

施工にあたっては、厚労省通達、関連法令及び構造物施工管理要領Ⅲ－２－１－３の規定に従わなければならない。

また、塗膜の除去作業にあたっては、作業員の安全や火災に対する安全等対策や周辺環境への影響についても考慮し、次の対策を実施する。なお、塗膜除去に有機溶剤を使用する場合の安全対策に要する費用のうち剥離材用環境対策資機材及び剥離材用安全衛生保護具については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

(9) 塗膜剥離剤による塗膜除去作業

塗膜剥離剤による塗膜除去作業にあたっては、次の対策を実施する。

【共通事項】

- 1) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業箇所については、その旨を明示すると共に、作業員以外の立ち入り禁止措置を講じる。
- 2) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業は、常時、作業員の状況を把握できるような体制を確保すること。
- 3) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け作業と塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業を近接した場所で同時に行うことは避けること
- 4) 剥離剤を使用してかき落とした塗膜くずは、速やかに集積し、足場内に保管する場合は、小分けにし、難燃シート等により養生する。足場外には、少なくとも１日１回以上の頻度で搬出すること。また、運搬又は貯蔵を行う場合は、堅固な容器に入れる又は、確実に包装した上で、見やすい箇所に名称や取扱いに上の注意事項を表示する。なお、作業中は安全データシート（ＳＤＳ）及び製品の取扱い説明書に示された安全上の留意点に従うこと。
- 5) 水性の塗膜剥離剤を使用する場合であっても、塗膜除去工の作業の実施箇所ごとに全体換気設備と合わせて作業箇所の低位置においても換気設備を配置し、作業開始前に十分換気し作業を開始するとともに、作業中常時使用すること。また、有効に作動するガス検知器を作業班ごとに配備し、可燃性ガスや中毒など人体に悪影響を及ぼす可能性のあるガスが滞留しやすい低い位置で測定を行い、使用する剥離剤に応じ適切に設定した基準値を超過した場合及びその他異常を察知した場合は直ちに作業を中止し、作業員を退避させるとともに、換気等により濃度を下げる措置を行うこと。
- 6) 塗膜剥離剤は、ガイドライン（案）の品質基準に適合するものとし、安全データシート（ＳＤＳ）などのより消防法で分類される危険物及び指定可燃物の種類を確認して、適切な方法で保管すること。また、塗膜剥離剤の品質基準以外の基準についてもガイドライン（案）に準拠すること。
- 7) 避難計画の作成にあたっては、二方向への避難路の確保や、昇降口以外に非常時の脱出口を設置し、煙充満時に避難誘導できる誘導灯等を避難路に設置すること。
- 8) すべての作業員に対して、安全並びに最悪事態の回避の意識の徹底・共有を図る教育を行うこと。
- 9) 施工計画書を遵守するとともに、現地条件等の変更が生じた場合は、施工計画を変更すること。また、塗膜除去工に関する施工計画書チェックリスト・現場チェックリスト（別添－３）を作成すること。施工計画書チェックリストをもとに、施工計画書を確認し、現場チェックリストを用いて、現地を確認すること。監督員から要請があった場合、チェックリストで確認した結果を提出するものとする。

【火災対策】

- 10) 塗膜除去工の作業中は、作業に伴い火花が出る工具の足場内への持ち込みを禁止すること。また、電気機器（照明器具、電動機、変圧器、コード接続器、閉開器、分電盤、配電盤、換気設備等電気を通ずる機械）は防爆性能を有するものを定められた使用方法で適切に使用するものとし、点検、整備を十分に行うこと。
- 11) 危険物を足場内に持ち込まないこと。また、危険物等チェックシート（別添２－１、別添２－２）を作成し、危険物の管理を実施すること。監督員から要請のあった場合、チェックシートで確認した結果を提出するものとする。
- 12) 喫煙場所を作業場所と独立した場所に配置する。また、足場内への火気（たばこ・ライター）の持ち込みを禁止すること。また、高速道路上の走行車両からの投げタバコ等、

足場内に外部から点火源が侵入しないような対策を実施すること。

- 13) 養生シートも含め足場内で使用する全てのシートは、難燃性能又は防災性能を有するものを使用すること。
- 14) 水性の塗膜剥離剤を使用する場合であっても、防爆性能を有する電気設備、帯電防止性能を有する安全衛生保護具（防護服・保護手袋・保護長靴等）を使用する。
- 15) 火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所に同報できる警報機器として火災感知器・煙感知器を配置する。なお、それぞれ有効に感知できる機種を選定し、適切な位置に配置すること。

【中毒対策】

- 16) 作業場所をビニールシート等で隔離し、通風が不十分となる場合は、作業場所内の剥離剤ガス、蒸気等の濃度が高くなることが想定されるため、換気等により濃度を下げる措置を行うこと。
- 17) ベンジルアルコールを含有する塗膜剥離剤の吹き付け等を行う作業者は、送気マスクを使用すること。
- 18) ベンジルアルコールを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用させること。
- 19) ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け等を行う作業者は、送気マスクや防毒マスク（有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品）を使用すること。
- 20) 防毒マスクは、使用時間及びマスクの状態を作業主任者など作業員以外の者が常時厳格に管理し、定期的に吸収缶を交換すること。
- 21) ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用すること。
- 22) 防護眼鏡、送気マスクや防毒マスク（有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品）、不浸透性の防護服・保護手袋・保護長靴などの保護具を確実に着用するとともに、防毒使用方法、使用時間・回数等を遵守する。

(10) 橋梁付属物の扱い

上部工検査路、下部工検査路、添架管等の付属物は撤去しないものとする。付属物は受注者により養生、防護のうえ塗替塗装するものとする。

付属物を撤去しないことにより塗替塗装できない箇所がある場合は、塗膜剥離前に監督員と協議のうえ決定するものとする。

27-11-11 増し塗り

増し塗り塗装に要する費用については、鋼桁補修工の契約単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

27-11-12 数量の検測

鋼桁補修工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

27-11-13 支払

鋼桁補修工の当て板補修の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う塗膜の除去、芯出し調整、当て板部材の製作・防錆・運搬・設置、現場孔明、不陸修正、高力ボルト締付け・ピンテール仕上げ、部材端部のシール、現場塗装等当て板補修の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

鋼桁補修工の部材取付の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う塗膜の除去、芯出し調整、取付部材の製作・防錆・運搬・設置、現場孔明、高力ボルト締付け・ピンテール

仕上げ、部材端部のシール、現場塗装等部材取付の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

鋼桁補修工の部材取替の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う塗膜の除去、芯出し調整、高力ボルトの撤去、補強部材・部材取替部材の製作・防錆・運搬、補強仮部材の設置・撤去、既設部材の撤去、部材取替材の設置、高力ボルト締付け・ピンテール仕上げ、現場溶接、現場塗装等部材取替の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

鋼桁補修工の溶接補修の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う事前調査、塗膜除去、溶接補修、現場塗装等溶接補修の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（ 2）	鋼桁補修工	
	当て板補修A	箇所
	当て板補修B	箇所
	当て板補修C	箇所
	当て板補修D	箇所
	当て板補修E	箇所
	当て板補修F	箇所
	部材取付A	箇所
	部材取替A	箇所
	溶接補修A	箇所

2 7 - 1 2 伸縮装置補修工

2 7 - 1 2 - 1 定義

伸縮装置補修工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、伸縮装置の既設排水装置の撤去並びに新たな止水材を設置することをいう。

2 7 - 1 2 - 2 種別

伸縮装置補修工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
A	既設伸縮装置の遊間部（標準遊間量150mm）に新たな止水材の設置を行うもので、固定足場上で施工を行うもの	東山田高架橋 上り線P 7、P 8
B 1	既設伸縮装置の遊間部（標準遊間量100mm）に新たな止水材の設置を行うもので、固定足場上で施工を行うもの	三ツ沢ランプ橋 下り線P 5
B 2	既設伸縮装置の遊間部（標準遊間量70mm）に新たな止水材の設置を行うもので、固定足場上で施工を行うもの	三ツ沢ランプ橋 下り線P 6

C	既設伸縮装置の遊間部（標準遊間量 30mm）に新たな止水材の設置及び排水管を新設し既設管路への接続を行うもので、固定足場上で施工を行うもの	氷取沢高架橋 上り線 P 1、P 2、P 5
---	---	---------------------------

2 7 - 1 2 - 3 材料

（１）止水材に使用する材料は下表の物性を満足するものとする。

項目	単位	規格値	試験方法
比重	—	1.10±0.1	JIS K 6268に準拠
見掛け比重	g/ml	0.4～0.7	JIS K 6400に準拠
伸び	%	250以上	JIS K 6252に準拠
引張り強度	MPa	0.1以上	JIS A 6252に準拠
硬さ	kPa	30以下	JIS A 6400に準拠

2 7 - 1 2 - 4 施工

施工着手前には、橋脚上から水が飛散しないよう養生を実施するものとする。

施工箇所に不要物や堆積物がある場合は、事前に撤去し施工を開始するものとする。

既設排水装置等は入念に撤去しなければならない。また、新たな止水材の接着面は十分に接着するように処理しなければならない。止水材の設置に当たり、現地の温度・遊間量の測定を行い、設計遊間の照査を行うものとし、遊間の照査結果を反映した施工計画を作成し、監督員の確認を得るものとする。なお、照査の結果、遊間に変更が生じる場合及び吊り足場上からの既設排水装置等の撤去や止水材等の新設が困難な場合は、施工方法とその費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

2 7 - 1 2 - 5 数量の検測

伸縮装置補修工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

2 7 - 1 2 - 6 支払

伸縮装置補修工 A、B 1、B 2 の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う新設止水材接着面の下地処理、止水材の設置等伸縮装置補修の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

伸縮装置補修工 C の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う新設止水材接着面の下地処理、止水材の設置、排水管の設置等伸縮装置補修の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（ 3）	伸縮装置補修工	
	A	箇所
	B 1	箇所
	B 2	箇所
	C	箇所

27-13 標識板撤去設置工

27-13-1 定義

標識板撤去設置工とは、既設の標識板を撤去し、再設置することをいう。

27-13-2 種別及び発生材の処理

標識板撤去設置工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
A	既設の反射式案内標識を撤去し、再設置するもの。	

※ 撤去した材料は現地に保管し再利用するものとする。

27-13-3 施工

撤去する材料は再利用するため、丁寧に取り扱うものとし、再利用までの間は現場内に養生をして保管するものとする。

撤去の際には、既設構造物に損傷を与えないよう注意し施工するものとする。

27-13-4 数量の検測

標識板撤去設置工の数量の検測は、設計数量（m2）で行うものとする。

27-13-5 支払

標識板撤去設置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m2当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う標識板の撤去、再設置等標識板撤去設置工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（ 4）	標識板撤去設置工	
	A	m2

28. 割掛対象表の項目に示す工事の内容

対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

28-1 割掛項目対照表の項目名称区分

割掛項目対照表の項目名称末尾に、対象橋梁に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。

橋梁名称	割掛項目対照表の 項目名称末尾の表記	備考
東山田高架橋	A	
三ツ沢ランプ橋	B	
氷取沢高架橋	C	

28-2 割掛項目対照表の工事の内容

【共通仮設費】

割掛項目対象表 の項目名称	工事の内容	備考
剥離剤用環境対策資 機材費	塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要となる簡易セキューリティールーム、エアシャワー、負圧集塵機、真空掃除機（フィルター交換に要する費用を含む）、吸気用ダクト及び排気用ダクトの設置に要する費用をいう。	
剥離剤用安全衛生保 護具費	塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要となる呼吸用保護具（送気装置、フィルター交換に要する費用を含む）、使い捨て防護服（タイプ4）、防護手袋及びシューズカバーに要する費用をいう。	
塗膜成分調査費	既設鋼構造物の塗装に含まれる有害物質の含有調査に要する費用をいう。	

【仮設備工事費】

割掛項目対象表 の項目名称	工事の内容	備考
剥離剤用養生設備費	塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要となる、吊り足場の床面及び側面等に、シート張防護を設置する作業に要する費用をいう。	

29. 補足事項

29-1 設計図書の変更及び追加について

次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

- (1) 事前調査等の結果により、橋梁の損傷・劣化箇所の補修を追加する場合がある。
- (2) 事前調査等の結果により、既設の照明灯の移設等を追加する場合がある。
- (3) 伸縮装置補修に対して、既設管路への接続管路を追加する場合がある。
- (4) 建設汚泥、研削材・ケレンかす及び廃塗膜の処分に要する費用について追加する場合がある。
- (5) 現地の交通状況により、ランプ部の誤進入対策を追加する場合がある。
- (6) その他監督員の指示による作業を追加する場合がある。

29-2 緊急時の協力業務

本工事期間中に京浜管理事務所管内の高速道路において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途、監督員と受注者で協議するものとする。

29-3 有料道路料金費に関する事項

有料道路料金費とは、ETC（Electronic Toll Collection System）が整備されているインターチェンジ等をETC無線通信により走行するために要する通行料金をいう。また、監督員の指示により有料道路通行区間を変更する場合、または、通行料金体系が見直しとなった場合は、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

29-4 実績価格調査票

受注者は、契約締結後、見積活用方式に係る見積対象項目に対し下請契約したとき、または、現場組織が構築されたときは、本工事の入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票（別添－４）」を作成し提出するものとする。なお、監督員は、提出された実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行うものとする。

29-5 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

29-6 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

以 上

様式－ 2

令和 年 月 日

監督員

殿

現場代理人

工事履行報告書（令和〇年〇月分）

(工事名)

標記工事の出来高報告及び工程表を別添のとおり作成しましたので、報告します。

以 上

《注意事項》

- ・別添の工程表は、様式－ 1 とする。
- ・Kcube2 による提出とする。

工事出来高報告（令和〇年〇月）

工期

自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

(〇〇〇日間)

項 目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累 計 出来高 (%)	前 月 出来高 (%)	今 月 出来高 (%)	摘 要
準備工							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
後片付け							
全 体							

令和 年 月 日

監督員	副監督員	主任補助監督員	補助監督員

残 存 物 件 調 書 （受注者→監督員）

- 1 工 事 等 名
- 2 工事等場所
- 3 発生（受領）年月日
- 4 原因名及び原因発生年月日

品 名	材 質 (規 格 等)	概 算 数 量		発生材、貸付発生 材又は不要材料 の種別記入	物品又は固定 資産の分類
		単位	数量		

以上のとおり報告します。
監督員 ○○○○殿

受 注 者 △△△△
現場代理人 ◇◇◇◇

- （注） 1．発生年月日は受渡日を記入する。
2．原因別に一葉ずつ作成する。
3．写真を添付する。
4．「発生材、貸付発生材又は不要材料の種別記入」「物品又は固定資産の分類」はNEXCOが記入
5．Kcube2による提出とする

様式－４

令和 年 月 日

〇〇リサイクルセンター〇〇工場
管理責任者 〇〇 〇〇 殿

受注者名
現場代理人

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので下記のとおり供給可能量の情報提供をお願い致します。

記

- １．工事名： 工事（工期： ～ まで）
- ２．発注者：
- ３．受注者：
- ４．再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	適用指針等	予定使用量（m ³ ）	使用予定月

- ５．情報の提供時期
別紙様式により上記使用予定月の一ヶ月前までに供給可能量を F A X で情報提供をお願いします。
- ６．情報提供先及び連絡先
受注者：
T E L：
F A X：
現場代理人：
担 当：

以 上

再 生 資 材 使 用 計 画 書

施工工程	利用使途	使用数量 (m ³)	再資源化施設			備 考	使用予定数量 (m ³)	
							再生材	新 材

上段 供給可能数量（－は供給可能量が無い場合）

下段（ ）書きは使用予定数量（×については供給されない理由を備考欄に記入する）

（注）Kcube2 による提出とする

監督員

殿

受注者

現場代理人

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名			
工事件名			
No.	工種名	工事情報(テーブル名)	数量

(注1) 発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する

(注2) Kcube2 による提出とする

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
〇〇管理事務所長 殿

会社名
代表者

不動産貸付申請書

工事名) 〇〇自動車道 〇〇工事

特記仕様書〇－〇の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、申請いたします。

記

- 1. 不動産の種類
- 2. 不動産の所在地
- 3. 不動産の使用目的
- 4. 必要面積
- 5. 貸付希望期間
- 6. 添付書類
 - 工事請負契約書 (写)
 - 特記仕様書 (写)
 - 用地使用計画書

以 上

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者

現場代理人

印

間接工事費計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】

費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 令和 年 月 日

2. 契約番号

3. 工 期

1) 当初工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

2) 変更工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

4. 協議額 ¥ _____ 円
(増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳 別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

変更間接工事費計画書

(工事名)

(円)

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※ 実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者

現場代理人

印

間接工事費増加費用見積書

(工事名)

令和 年 月 日付け
積りいたします。

号をもってご通知のあった標記については、下記のとおり見

記

間接工事費増加費用 (一般管理費等を含まない額)	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号で協議のありました間接工事費増加費用の負担額について
は同意致します。

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

(様式－１２)
令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

材料調達変更計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書〇－１に基づき、提出致します。

記

(添付書類)

- ・材料調達変更計画書

以 上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

材料調達変更計画書

(工事名)

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					
仮設材（鋼材）					

※実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

印

材料調達実績報告書の提出について

(工事名)

標記工事について、以下のとおり材料調達の実績について報告致します。

記

対象材料

対象単価項目	調達予定数量	購入伝票等No	調達 年月日	調達数量	調達単価	資材調達 金額	輸送金額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7) (5) * (6)	(8)

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

〇〇自動車道 〇〇工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路(株)関東支社〇〇〇〇事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設(株)（以下「施工者」という。）及び〇〇コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

（総 則）

第1条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

（構 成）

第2条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

（三者協議会の開催）

第3条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路(株)関東支社〇〇〇〇事務所に置き〇〇課を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第4条第1項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

（三者協議会の確認事項等）

第4条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

1) 〇〇〇橋の下部工設計及びP〇橋脚の掘削斜面安定対策

2) 〇〇トンネルの坑口部斜面補強対策工の設計

3) ……

- 2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

- 第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。
- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
 - 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
 - 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

- 第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。
- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。
なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。
 - 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
 - 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

- 第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。
- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

- 第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和00年00月00日

発注者
施工者
設計者

危険物等チェックシート①

工事名 _____

受注者名 _____

事務所 _____

保管場所名 _____

年 月 日 時点

危険物名称	危険物数量 (全数量)	塗料メーカー及 び製品名称	危険物				指定可燃物		使用期間	備考(使用方法 は施工計画書に 明記すること)
			第一石油類 【非水溶性】 (引火点21℃ 未満のもの)	第二石油類 【非水溶性】 (引火点21℃ 以上で70℃未 満のもの)	第三石油類 【非水溶性】 (引火点70℃ 以上200℃未 満のもの)	第四石油類 【非水溶性】 (引火点200℃ 以上250℃未 満のもの)	可燃性液体量	可燃性固体量		
			指定数量:200ℓ (例)都条例5分の1 40ℓ	指定数量:1,000ℓ (例)都条例5分の1 200ℓ	指定数量:2,000ℓ (例)都条例5分の1 400ℓ	指定数量:6,000ℓ (例)都条例5分の1 1,200ℓ	指定数量 :2,000ℓ	指定数量: 3000kg		

※上記管理票については、ファイリングの上、保管場所に保管し、材料の入荷毎に更新すること

危険物等チェックシート②

※チェックした年月日を箱内に記入

●事前確認

- ・共通仕様書1-25-5 危険物の取り扱いについて、その内容を確認している。
- ・危険物等の取り扱い等について、労働安全衛生規則 第256条から267条に記載があるが、その内容を確認している。
- ・工事現場内に搬入する材料及び資機材等が危険物に該当するか確認している。
- ・危険物指定数量未満の危険物の貯蔵及び取り扱いの基準は、市町村条例で定めているため、その条例を確認し、記入している。

実施者氏名：	

●施工計画書

- ・危険物を用いた作業を行う場合は、保管場所、実際使用する数量、使用期間、使用方法の明記を行い、加えて、作業手順を詳細に記述した施工計画書を提出し、その手順を遵守している。

--

●管理・貯蔵

- ・危険物等チェックシートを作成して、危険物等管理責任者が管理している。

--

危険物等管理責任者の職務内容

- 1) 工事現場における1日あたりの危険物の取扱量と保管量の確認
- 2) 作業場所における危険物の取扱い、保管場所・方法の点検及び是正
- 3) 作業終了時に、足場内等の作業場に危険物が残置されていなかの確認。
- 4) 危険物に関する許可・届出との現場の整合についての点検及び是正

- ・各工事の危険物等の保管場所毎のチェックシートを入荷毎に作成(数値はその時点での総量とする。)している。
- ・チェックシートは、ファイリングのうえ、保管場所に保存し、材料の入荷毎に更新する。
- ・消防法第10条第2項で定める同一の場合は、原則として工区全体を一つの同一場所として、管理している。
ただし、防火上有効に隔てられていると認められ場合には、所轄消防署に協議のうえ、同一の場所として運用することも可能である。

●許可・届出

- ・指定数量以上の場合、市町村長の許可により危険物貯蔵所・取扱所等を設置している。
- ・指定数量の5分の1以上、指定数量未満の場合、消防長又は消防署長へ少量危険物貯蔵・取扱の届出を行っている。
- ・指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品の貯蔵又は取扱いは市町村の条例に従っている。

塗膜除去工に関する施工計画書チェックリスト・現場チェックリスト(1/2)

工事名 _____ 受注者名 _____ 事務所 _____

●●年●●月●●日

※チェックした年月日を箱内に記入

1) 計画工程表

- ・実施工程は、安全面に配慮された実施可能な工程となっている。
- ・火花が出る作業と同時期の施工の場合、可燃性ガス等影響がでない離隔がとれている計画となっている。

2) 安全管理制度

- ・塗膜除去工開始前に火災安全パトロールを実施することになっている。

3) 塗膜剝離剤

- ・土木研究所資料土木鋼構造物用塗膜剥離剤ガイドライン(案)改定2版「土木鋼構造物用塗膜剥離剤およびこれを用いた塗膜除去工法の品質規格(暫定案)」の規定を満足している製品である。
- ・使用する剥離剤が危険物及び指定可燃物に該当しないか根拠資料とともに記述している。
危険物かどうかは「危険物等チェックシート」を用いて確認する。

4)塗膜剥離作業

- ・塗膜剥離作業中は、作業に伴い火花が出る工具の足場内への持ち込みを禁止している。
- ・電気機器（照明器具、電動機、変圧器、コード接続器、開閉器、分電盤、配電盤、換気設備等電気を通ずる機械）は防爆性能を有するものを使用するものとしている。
- ・電気機器の点検、整備及び使用方法が定められ、点検、整備を十分行うこととなっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、帯電防止性能を有する防護服及びシューズカバー等を使用する。
- ・養生シートも含め足場内で使用する全てのシートは、難燃性能又は防災性能を有するものを使用することとなっている。
- ・かき落とした塗膜くずは、速やかに集積し、足場内に保管する場合は、小分けにし、難燃シート等により養生することになっている。
- ・集積した塗膜くずは、足場外に、少なくとも1日1回以上の頻度で搬出することになっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、電気設備は防爆性能を有するものを使用することとなっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、全体換気設備についてはプッシュ・プル換気の計画となっており、作業中は常時使用することになっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、全体換気の他に換気設備を塗膜剥離作業の実施箇所ごとの低位置に配置し、作業中は常時使用することになっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、塗膜くずから発生するガスの種類を把握しているか。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、常時換気と併せて、塗膜くずから発生するガスを検知できるガス検知器を作業班ごとに配備し、可燃性ガスが滞留しやすい低い位置で測定を行うこととなっている。
- ・夜間等に換気を停止した場合、作業開始前に十分な換気を行うなど十分な対策を行っている。
- ・可燃性ガスが適切に設定した基準値を超過した場合及びその他必要な異常を察知した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を退避させるとともに、換気等により濃度を下げる措置を行うことになっている。

施工計画書

現場確認

実施者氏名:

実施者氏名:

--

--

[illegible][illegible]

塗膜除去工に関する施工計画書チェックリスト・現場チェックリスト(2／2)

5) 危険物の管理(保管数量の管理及び保管方法)

- ・危険物の取扱い(数量、保管方法、管理方法等)について、「危険物等チェックシート」に記載している。また、実際の現場が計画通りになっている。
- ・足場内に危険物や有機溶剤を持ち込まないこととなっている。

施工計画書

現場確認

6) 現場における喫煙等

- ・喫煙場所を作業場所と独立した場所に定めている。
- ・足場内への火気(たばこ・ライターなど)の持ち込みを禁止し、確認方法について記載がある。また、実際の現場が計画通りになっている。
- ・喫煙場所を示す表示、注意事項(火気厳禁など)などを現地に掲示することとなっている。
- ・外部からの投げタバコが、作業内に入らない措置をすることとなっている。

7) 最悪事態の回避

- ・火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所に同報できる警報機器を配置することとなっている。
- ・火災を感知する方法として効果的な感知方法(例えば煙感知式)などが採用されている。
- ・火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所に同報できる警報機器として火災感知器・煙感知器を配置することとなっている。
- ・警報機器は、それぞれ有効に感知できる機種を選定している。
- ・警報機器は、適切な位置に配置することとなっている。
- ・避難計画の作成にあたっては、二方向への避難路を確保し、煙充満時に避難誘導できる誘導灯等を避難路に設置することとなっている。
- ・避難距離が長く、安全に避難できないことが懸念される場合は、昇降口以外に非常時の脱出口の設置が計画されている。(避難梯子など)
- ・消火器が、通行時・避難時の支障にならない位置に20m以内の適切な間隔で配置する計画となっている。

8) 作業従事者への教育・訓練

- ・塗膜除去工の作業開始前にすべての作業員に火災安全に関する安全並びに最悪事態の回避の意識の徹底・共有を図る教育を行うこととなっている。
- ・新規入場者への教育についても火災安全に関する安全並びに最悪事態の回避の意識の徹底・共有を図る教育を行うこととなっている。
- ・毎日、朝礼時に、作業員全員で、避難ルートを確認することとなっている。
- ・火災時の状況によっては、避難を優先することを安全教育となっている。

提出日：令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者 名
現 場 代 理 人 (印)

実績価格調査票の提出について

工事名)
標記工事について、見積対象項目に関する調査票を提出します。

番号	項目番号	名称	単位	数量	参考見積書		実績価格	
					単価	金額	単価	金額
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
		経費	式	1				
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								

注 1) Kcube2 による提出とする

工 事 名	
受 注 者 名	
競争参加資格申請時に実施するとして取り組み	例) バイオ燃料対応機械の活用

1. 提案内容

例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

2. 取り組みにより削減される概算 CO2 排出量(t)

例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■■L/h の削減が見込まれる。(根拠はパンフレットを参照)

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲h である。

削減される CO2 排出量(t) = ■■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2 排出係数(t/GJ)

= ★★t

※「取り組みにより削減される概算 CO2 排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。
(注) Kcube2 による提出とする。

カーボンニュートラル施工計画書

工 事 名	
受 注 者 名	
提 案 項 目	例) バイオ燃料対応機械の活用
1. 提案内容 例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する 2. 取り組みにより削減される概算 CO2 排出量(t) 例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■■L/h の削減が見込まれる。(根拠はパンフレットを参照) バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。 削減される CO2 排出量(t) = ■■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2 排出係数(t/GJ) = ★★t	

(注) Kcube2 による提出とする。